

藍住町自主防災組織等補助金に関する要綱

(目的)

第1条 地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために結成した自主防災組織等(以下「自主防災組織等」という。)の登録基準及び自主防災組織等が防災活動のために整備する資器材等(以下「資器材等」という。)の購入等に関し、町が行う補助について定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 自主防災組織等として藍住町に登録する場合には、藍住町自主防災組織等登録届出書(別記様式1)に必要な書類を添付して、町長に届出しなければならない。

(登録の基準)

第3条 自主防災組織等として登録する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自治会等の単独若しくは共同で構成し、又は自治会等が存在しない地域の造成団地若しくは共同住宅等の単位による世帯員で構成し、構成世帯数が20世帯以上であること。ただし、構成世帯数が20世帯に満たない場合でも、地域の実状等、特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りではないものとする。
- (2) 会(隊)長もしくは、代表者その他役員が選任されていること。
- (3) 規約等が整備されていること。
- (4) 地域の自主防災組織としての位置づけに考慮し、地元自治会等及び行政区分内活動との融合性が保たれていること。

(登録の抹消)

第4条 自主防災組織等を解散したときは、書面をもって町長に届出るものとし、当該届出があった場合には、登録を抹消する。

(補助対象及び補助額)

第5条 町は自主防災組織等の育成のため、登録された自主防災組織等に別表に掲げるとおり補助を行うものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行う。
- 3 自主防災組織等が補助を受けて取得した資器材等は、当該自主防災組織等において適正に管理するとともに、公にわかりやすい場所に設置し、災害等発生時に減災の目的において使用される場合には、自主防災組織等構成世帯の有無等により、これを拒んではならない。

(補助の交付申請)

第6条 第5条第1項の規定による補助金交付の申請を行う場合は、藍住町自主防災組織補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて申請するものとする。ただし、初期の資器材を購入する場合は、事前に自主防災組織等資器材整備計画書(別記様式2)を提出し承認を得なければならない。

(概算払)

第6条の2 町長は、補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 概算払を受けようとする組織の代表者は、第8条の規定による交付決定通知後、藍住町自主防災組織等補助金概算交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助の交付決定)

第7条 前条の申請があったときは、これを審査し必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知(様式第2号)するものとする。

(変更申請書)

第8条の2 補助金交付決定事業において、既に通知した補助金交付決定額に変更が生じたときは、変更申請書(様式第2号の2)を提出し、承認を得なければならない。

(変更の承認)

第8条の3 前条の申請があったときは、これを審査し必要に応じて現地調査等を行い、変更が適当であると認めたときは、変更を承認し、申請者に通知(様式第2号の3)するものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、事業等が完了したときは、実績報告書(様式第3号)に必要書類を添えて、報告しなければならない。

2 実績報告による補助金算定が、補助金交付決定額を超えることとなる場合、補助金交付申請に基づき交付決定した額が交付額の上限であるので、実績により交付決定額を超えて交付することはできない。このような場合は、事前に第8条の2に規定する変更申請書を提出し、第8条の3により変更承認を受けること。

(補助金の額の確定)

第10条 前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるか調査し、補助金の額を確定し、申請者に通知(様式第4号)するものとする。

(補助金の支払い時期)

第11条 補助金支払い時期は、請求書(様式第5号)もしくは補助金概算交付請求書(様式第6号)が提出された日から30日以内とする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 改正前に結成届が提出されている自衛消防隊については、改正後の要綱第2条に規定する届出がなされ、登録されているものとみなす。
- 2 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

自主防災組織等に関する補助の区分及び補助金額

1 資器材等購入補助

(1) 補助金額

(単位：千円)

世帯（戸）	初 期 補 助			更 新 補 助		
	補助対象 事業限度額	補助率	補助上限額	補助対象 事業限度額	補助率	補助上限額
20	460	75%	345	115	75%	86
30	660		495	165		124
40	840		630	210		158
50	1,000		750	250		188
60	1,176		882	294		221
70	1,344		1,008	336		252
80	1,504		1,128	376		282
90	1,656		1,242	414		311
100	1,800		1,350	450		338
110	1,936		1,452	484		363
120	2,064		1,548	516		387
130	2,184		1,638	546		410
140	2,296		1,722	574		431
150	2,400		1,800	600		450
160	2,528		1,896	632		474
170	2,652		1,989	663		497
180	2,772		2,079	693		520
190	2,888		2,166	722		542
200 以上	3,000		2,250	750		563

※ 世帯数とは、自主防災組織等の構成世帯数をいう。

※ 初期補助とは、自主防災組織結成後、最初の資器材等の整備を対象として、連続した3年間を限度として補助上限額以内で整備することができるものとし、当該組織一度限りとする。

※ 更新補助とは、資器材の修繕、点検、買い替え及び追加購入のことをいう。なお、更新補助は、当該年度につき1度限りとし、点検については3年に1度を限度とする。

※ 補助上限額に達しない場合は、100円未満の端数を切り捨てた額とする。

※ 消火器等の整備又は更新及び買い替えについては補助上限内により第2号のとおりとする。

(2) 消火器等の整備等に係る要件

○消火器 (10 型・20 型)

初期補助	①自主防災組織等の構成世帯数を 10 で除した数。(小数点以下は四捨五入) ②賃貸及び分譲マンション等の集合住宅については、1 棟につき 1 とみなす。 ただし、集合住宅等内の消火設備配置については、住宅管理者の責により配置されるとみなす。	
更新補助	追加整備	構成世帯数の増加等による初期整備との差分とする。 ただし、当該年度につき 1 度限り 4 本までを追加の限度とする。
	買い替え	①設計標準使用期限を過ぎたものの買い換えは、すでに補助取得しているものに限る。ただし、当該年度につき 1 度限り 4 本までを買い替えの限度とする。 ②訓練等に使用した消火器は、設計標準使用期限を過ぎていないものとする。

注 1 補助対象となる消火器は、粉末蓄圧式消火器 10 型及び 20 型とする。

注 2 消火器の設計標準使用期限 (使用期限) は、一般社団法人日本消火器工業会が推奨する期限とする。(製造より 10 年)

○消火器格納箱

初期補助 更新補助(追加整備)	当該年度において、補助対象となる消火器の本数に応じた箱数。
更新補助(買い替え)	第 1 項の補助により設置もので、経年劣化等によるものに限る。

2 活動補助

(1) 防災訓練

補助額	1 回につき 250 円×参加人数
補助対象要件	組織が主体的に行った訓練に限る。
訓練使用消火器※	4 本まで全額補助

※ 訓練に使用した粉末消火器は、4 本までを限度とし、消火器等の整備等に係る要件にかかわらず、買い替え費用の全額を補助する。

(2) 研修等の防災行事への参加

補助額	一日につき 200 円×参加人数
受講料 (テキスト代含む)	実費 (上限額 5,000 円)
その他町長が必要と認める経費	実費 又は 2 分の 1

注 補助対象とする防災行事は、町及び公的機関、特定非営利活動法人、その他町長が認める機関が実施する防災に関する研修等に限る。前述の研修等とは、「研修 (会)」「講習 (会)」「講演 (会)」「講座」「訓練」「体験」「イベント」のことをいう。

藍住町自主防災組織等補助金交付申請書

年 月 日

藍住町長 殿

自主防災組織名称

代表者住所

代表者氏名

このことについて、次のとおり補助金を交付してくださるよう、藍住町自主防災組織等補助金に関する要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象区分 （ 初期 ・ 更新 ・ 訓練 ・ 研修等 ）
- 2 補助要望額 金 円
- 3 添付書類

資器材整備	初期整備※1	自主防災組織等資器材整備計画書 見積書 その他町長が必要と認めるもの
	更新整備※2	自主防災組織等資器材整備計画書 資器材保有台帳 見積書 その他町長が必要と認めるもの
訓練※3	事業計画書(訓練)	
研修等※4	事業計画書(研修等)	

※1 結成後初めての資器材等整備をいう。

※2 資器材の修繕、点検、買い換え及び追加購入のことをいう。

※3 組織が主体的に行った訓練に限る。

※4 町及び公的機関、特定非営利活動法人、その他町長が認める機関が実施する防災に関する研修等に限る。

藍住町自主防災組織等補助金変更申請書

年 月 日

藍住町長 殿

自主防災組織名称

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付け藍 第 号により交付の決定を受けた 年度藍住町
自主防災組織等補助金について、変更があったので次のとおり報告いたします。

1 変更事項

・当初

--

・変更後

--

2 補助金額

・当初交付決定額 金 円

・変更後交付要望額 金 円

3 変更理由

--

4 添付書類（変更後の内容を記載）

資器材整備	初期整備	自主防災組織等資器材整備計画書 見積書 その他町長が必要と認めるもの
	更新整備	自主防災組織等資器材整備計画書 資器材保有台帳 見積書 その他町長が必要と認めるもの
訓練	事業計画書(訓練)	
研修等	事業計画書(研修等)	

※ 交付金交付決定額を超過する恐れがあるときは、必ず提出すること。ただし、補助上限額を超過しているものは、額の変更は認められません。

藍住町自主防災組織等補助金に係る実績報告書

年 月 日

藍住町長 殿

自主防災組織名称

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付け藍 第 号により交付の決定を受けた 年度藍住町自主防災組織等補助金について、藍住町自主防災組織等補助金に関する要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告いたします。

- 1 補助金交付決定額 金 円 (A)
(概算交付の場合は、交付済額)
- 2 補助金実績確定額 金 円 (B)
- 3 補助金還付精算額 金 円 (A)-(B)

4 添付書類

資器材整備	領収書の写し 写真（整備した全体及び個別の写真） その他町長が必要と認めるもの
訓練	写真（訓練風景がわかる写真） 参加者名簿 計画書に基づく領収書の写し その他町長が必要と認めるもの
研修等	参加者名簿 計画書に基づく領収書の写し その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

藍住町長 殿

自主防災組織名称

代表者住所

代表者氏名

⑩

藍住町自主防災組織等補助金請求書

年度藍住町自主防災組織等補助金として、次の金額を請求します。

金 _____ 円

振込先

金融機関名 _____ 店舗名 _____

フリガナ

口座名 _____

普通・当座 No. _____

年 月 日

藍住町長 殿

自主防災組織名称

代表者住所

代表者氏名

㊟

藍住町自主防災組織等補助金概算交付請求書

年 月 日付け藍 第 号により交付の決定を受けた 年度
藍住町自主防災組織等補助金について、概算交付を次のとおり請求します。なお、次の事
由により概算交付を要望します。

1 補助金の請求金額 金 円

概算交付要望事由

(内訳)

補助金決定額 金 円

請求額 金 円

残額 金 円

振 込 先

金融機関名 店舗名

フリガナ

口座名

普通・当座 No.

藍住町自主防災組織等登録届出書

名 称	
管 轄 又 は 結 成 し た 区 域	
結 成 年 月 日	年 月 日
会(隊)長若しくは代表者の住所氏名	(住所) 藍住町 字 番地 (氏名) (電話) ()
現 有 す る 消 火 資 器 材 等	
添付書類 1 会（隊）員名簿（世帯代表者） 2 規約の写し	
上記のとおり、地域の自主防災組織として活動することを届出いたします。 年 月 日 届出者住所 氏名	

藍住町自主防災組織等変更届出書

名 称	
管 轄 又 は 結 成 し た 区 域	
結 成 年 月 日	年 月 日
会(隊)長若しくは代表者の住所氏名	(住所) 藍住町 字 番地 (氏名) (電話) ()
現 有 す る 消 火 資 器 材 等	
添付書類 1 会（隊）員名簿（世帯代表者） 2 規約の写し	
上記のとおり、地域の自主防災組織として活動することを届出いたします。 年 月 日 届出者住所 氏名	

自主防災組織等資器材整備計画書

申請組織名称	
構成世帯数	世帯
補助対象区分	初期 ・ 更新
実施期間	自 年度から至 年度まで
実施場所	
計画内容	別紙見積書のとおり
補助要望額	
添付資料	

- 注 1 実施期間は、初期補助は3年以内、更新補助は単年となります。
- 2 複数年の計画を策定しての初期補助を申請する場合、初期補助内訳を作成してください。
- 3 消耗品、送料、手数料、工事費等は補助対象外となります。
- 4 見積書は、品番又は型番の明記があるものとしてください。（一式表示は原則不可）
- 5 補助上限額が構成世帯数に応じて定められています。
- 6 補助要望額は、見積額(消費税込み)の75%以内となります。（百円未満端数切り捨て）
ただし、見積額が、別表に規定する補助対象事業限度額を超えた場合の補助要望額は、別表の補助上限額となります。
- 7 補助金の交付決定後、事業にかかる金額や実施する内容の計画変更をする場合は、事業実施前に変更申請をしてください。

初期補助内訳

	実施年度	事業費	補助要望額
計画1年目	年度		
計画2年目	年度		
計画3年目	年度		
合計			

- 注 1 1年目以降は、再度見積を徴収していただきます。
- 2 価格が上昇した場合であっても別表に規定する補助上限額の範囲内となります。
- 3 補助要望額は、各年度、百円未満端数切り捨ての処理をすることから、資器材整備計画書に記入した補助要望額と差異が生じる場合があります。

事業計画書

補助対象区分 訓練 ・ 研修等			
年月	活動内容	補助金の内訳	補助要望額
備考			

- 注 1 補助対象区分欄の該当する事業に「○」印を記入してください。
- 2 活動内容の欄には「場所」、「参加予定人数」、「実施内容」を簡潔に記入してください。
- 3 補助金額の内訳の欄には、左欄に記載した活動に係る補助金の内訳を記入してください。
 (訓練：1回につき 250 円×参加人数。研修等：1日につき 200 円×参加人数。)
- 4 補助要望額の欄には、金額の合計を簡潔に記入してください。

参加者名簿

参加人数	人		
	氏 名		氏 名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 内容欄(役職、氏名)の内容が含まれる組織独自の様式に置き換えることは可。